

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

笠 原 隆

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部
を改正する政令等の公布について（通知）

第 213 回国会において成立した、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号。以下「法」という。）の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）」（以下「第 14 次地方分権一括法」という。）の趣旨及び概要等については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正について（通知）」（令和 6 年 6 月 19 日付け 6 文科施第 228 号）により通知したところですが、この度、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 286 号。以下「改正政令」という。）及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 26 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これらは、「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）や第 14 次地方分権一括法を踏まえ、所要の改正を行うものです。

今回の政令及び省令改正の趣旨及び概要等は下記のとおりですので、十分に御了知ください。また、域内の市区町村教育委員会に対して、今回の政令及び省令改正の趣旨等について周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

現在、公立学校施設整備費国庫負担事業は、2 か年度内に事業が完了予定のものを交付の対象としている。

今回の政令及び省令改正は、「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」や第 14 次地方分権一括法を踏まえ、3 か年度の国庫負担事業の実施に必要な規定の見直しを図るものである。

第 2 改正政令の概要

養護特別支援学校の設置等が行われる年度の3年度前の年度に実施する建物の建築に要する経費を国庫負担割合の特例（2分の1を10分の5.5に嵩上げすること）の対象とすることとしたこと。

第3 改正省令の概要

第14次地方分権一括法による法第5条の3の改正により、特別支援学校の建物の工事費の算定方法について、新築又は増築を行う年度の5月1日の翌日から起算して3年以内に特別支援学校を設置した場合、又は当該学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合等には、文部科学大臣が定めるその3年以内の日における当該学校の学級数等に応ずる必要面積を用いることができることとした。

これに伴い、今回の改正省令により、新築又は増築を行う年度の翌々年度の5月2日から当該年度の翌年度の5月1日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合等における学級数等の算定の特例日として、新築又は増築を行う年度の5月1日から起算して3年を経過した日を定めたこと。

第4 施行期日等

- 1 改正政令及び改正省令は、令和7年4月1日から施行することとしたこと。
- 2 改正政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとしたこと。

第5 その他

- 1 小学校、中学校及び義務教育学校を対象とする事業も含めて、令和7年度以降の3か年度の国庫負担の実施に伴う事業概要等の見直しの内容については、別添4のとおりとなる予定であること。
- 2 「特別支援学校における教室不足の解消について（通知）」（令和6年3月26日付け5施設助第48号）において、特別支援学校における教室不足の解消に向けた対応を各学校設置者をお願いしているところ、今回の政令及び省令改正により、特別支援学校の新設や学級数の増加に向けた新增築事業が3か年度にわたる場合も国庫負担の対象となり、より計画的な施設整備が可能となるものと考えられることから、各学校設置者におかれては、こうした制度を積極的に活用するなどにより、引き続き、教室不足の解消に向けた計画的な施設整備に努めて頂きたいこと。

（別添資料）

- 1 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長（2か年度以内→3か年度以内）に係る制度改正の概要
- 2 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第286号）関係資料
 - ① 概要
 - ② 条文

③ 新旧対照表

3 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 26 号）関係資料

① 概要

② 条文

4 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長（2 か年度以内→ 3 か年度以内）に伴う事業概要等の見直しについて（予定）

（参考）

- ・ 「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 14 次地方分権一括法）（令和 6 年法律第 53 号）

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

<本件連絡先>

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

法規係

TEL 03-5253-4111〔内線：2000〕

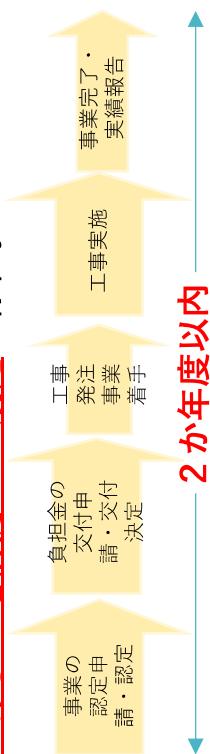
公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長 (2か年度以内→3か年度以内)に係る制度改正の概要

現行

○公立学校施設整備費国庫負担事業は、2か年度以内に事業が完了予定のものが交付の対象。

※ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づく公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針(課長通知)

○法律・政省令上、国庫負担事業の実施期間が2か年度以内であることを前提とした規定が存在。



方針

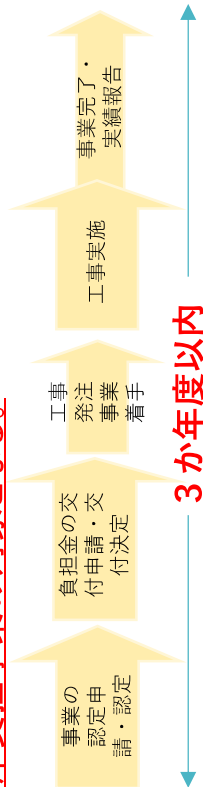
公立学校施設整備費国庫負担事業については、3か年の国庫債務負担行為を令和7年度から可能とする。
(「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)(抄))

対応

○対応方針を踏まえ、国庫負担事業の事業期間が2か年度以内であることを前提とする法律・政省令上の規定等を3か年度の事業にも適用できるよう改めることとする。

※法改正については第14次地方分権一括法により対応(公布済)。

○これにより、事業の実施期間が3か年度にわたる場合も国庫負担事業の対象となる。



支障

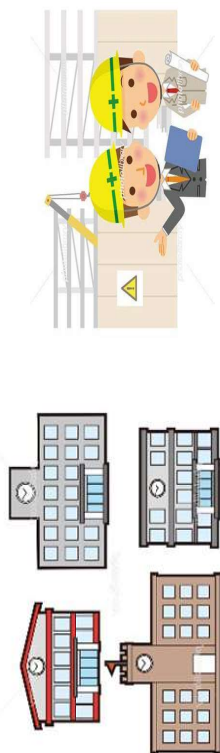
○建設業において週休2日制が導入され、また、令和6年度から建設業に労働時間規制が適用される中、事業期間が2か年度を超える場合がある。

○2か年度を超える事業については、現行では国庫負担事業の対象にならず、地方公共団体が単独で負担せざるを得ない事態が生じ得る。



効果

○国庫負担事業の対象となる事業の実施期間が延長され、各地方公共団体は、財政負担が平準化されることで、公立学校の施設整備をより計画的に行うことが可能となる。



1. 改正の趣旨

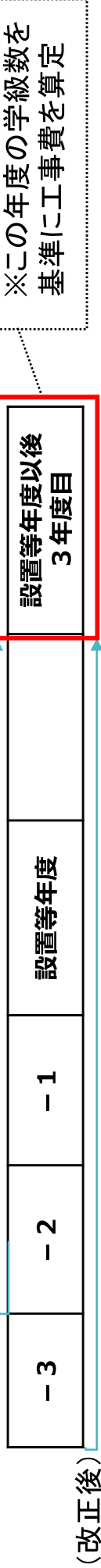
今般、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、**3か年度の国庫負担事業の実施に向け、中等教育学校等及び特別支援学校の建物の工事費の算定方法について、将来の学級数に応ずる必要面積を用いることができる場合における新築又は増築を行う期間等をそれぞれ1年前倒しするもの。**

2. 工事費の算定方法

- 原則：工事を行う年度の5月1日の学級数を基準に算定。
- 学校の設置等年度より前に新増築を行う場合：将来の完成時点の学級数を基準に算定。

3. 第5条の2（中等教育学校等の建物の工事費の算定方法）の改正

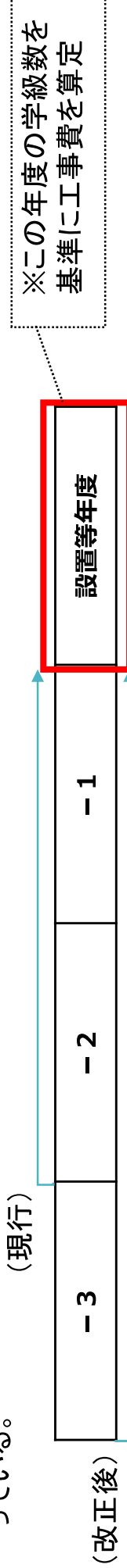
- 現在は、中等教育学校等の設置等年度の2年前から行う新増築について、将来時点の学級数を基準に算定できるようになっている。（現行）



- **設置等年度の3年前から行う新増築についても、将来時点の学級数を基準とできるように、1年前倒しする改正**を行った。

4. 第5条の3（特別支援学校の建物の工事費の算定方法）の改正

- 現在は、特別支援学校の設置等年度の2年前から行う新増築について、設置等年度の学級数を基準に算定できるようになっている。（現行）



- **設置等年度の3年前から行う新増築についても、設置等年度の学級数を基準とできるように、1年前倒しする改正**を行った。

5. 施行期日

令和7年4月1日

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部改正について

1. 改正の趣旨

今般、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、3か年度の国庫負担事業の実施に向け、養護特別支援学校の設置年度の3年度前に行われる新増築に要する経費を国庫負担割合の嵩上げの対象とする。

2. 現行制度の概要

- 法においては、公立の義務教育諸学校の建築に要する経費を、原則として、1／2の割合で国庫負担するものとされている。
- 養護特別支援学校については、当分の間、一定期間内に行われる新増築に限り、5.5／10に嵩上げがなされている。
- 具体的には、政令上、設置年度の前々年度から設置年度後3年度目までに行われる新増築が嵩上げの対象とされている。

3. 改正の内容

設置年度前の3か年度にわたる建築を全て嵩上げの対象とするため、嵩上げの範囲を設置年度の3年度前まで延ばすための改正をする。

(政令附則第2項)

現在の嵩上げ期間

現在の嵩上げ期間			設置年度	設置年度後 3年度目
- 3	- 2	- 1		

※ 本政令改正により、設置年度前の建築に係る嵩上げ期間を1年度分(3年度前まで)延ばす。

4. 施行期日

令和7年4月1日

政令第二百八十六号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）附則第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「の前々年度から」を「前三年度内の各年度又は」に、「後三年度目の年度までの間」を「以後四年度内の各年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第二項の規定は、令和七年度以後の年度の予算に係る国の負担（令和六年度以前国庫負担

（令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担及び令和六年度以前の年度における新築又は増築の実施により令和七年度以後の年度に支出される国の負担をいう。以下同じ。）を除く。）について適用し、令和七年度以後の年度の予算に係る国の負担（令和六年度以前国庫負担に限る。）及び令和六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担であつて令和七年度以後の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附則 （国庫負担割合の特例に係る養護特別支援学校） 2 法附則第三項の政令で定める養護特別支援学校は、新たに設置する養護特別支援学校及び学級数を増加する養護特別支援学校でその建物の建築が設置年度（学級数を増加するものにあつては、学級数を増加する年度。以下この項において同じ。）前<u>三</u>年度内の各年度又は設置年度以後<u>四</u>年度内の各年度に行われるものとする。	附則 （国庫負担割合の特例に係る養護特別支援学校） 2 法附則第三項の政令で定める養護特別支援学校は、新たに設置する養護特別支援学校及び学級数を増加する養護特別支援学校でその建物の建築が設置年度（学級数を増加するものにあつては、学級数を増加する年度。以下この項において同じ。）の前々年度から設置年度後三年度目の年度までの間に行われるものとする。

1. 改正の趣旨

今般、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、3か年度の国庫負担事業の実施に向け、第14次地方分権一括法による法改正を実施。本省令案は、同法改正の施行に必要な規定を整備するもの。

2. 現行制度の概要

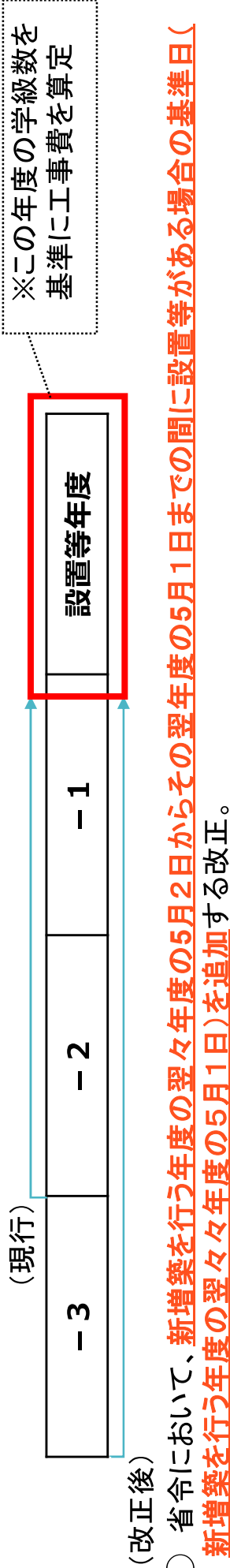
(法の定める工事費の算定方法～必要面積の算定に必要な学級数の基準日～)

- 原則：新増築を行う年度の5月1日。
- 特別支援学校の設置等年度より前に新増築を行う場合：新増築を行う年度から文部科学大臣の定める2年以内の日。
- 省令において、以下のとおり、設置等の時期に応じて学級数の基準日を規定。

- ・新増築を行う年度の5月2日からその翌年度の5月1日までの間における設置等：新増築を行う年度の5月1日
- ・新増築を行う年度の翌年度の5月2日からその翌年度の5月1日までの間における設置等：新増築を行う年度の翌々年度の5月1日

3. 改正の内容

- 設置等年度の3年前から行う新増築においても、設置等年度の学級数を基準として工事費を算定できるよう、基準日について、新増築を行う年度から文部科学大臣の定める3年以内の日と法改正。



4. 施行期日

令和7年4月1日

○文部科学省令第二十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第五条の三の規定に基づき、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月十九日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 加藤 鮎子

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（学級数等の算定の特例日） 第二条 「略」 2・3 「略」 4 法第五条の三第一項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日とする。	（学級数等の算定の特例日） 第二条 「同上」 2・3 「同上」 4 法第五条の三第一項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一・二 「略」 三 新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかなる場合 新築又は増築を行う年度の五月一日から起算して三年を経過した日 5 法第五条の三第二項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日とする。 一・二 「略」 三 新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校に寄宿舎を設けた場合又は当該特別支援学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加することが明らかなる場合 新築又は増築を行う年度の五月一日から起算して三年を経過した日	一・二 「同上」 「号を加える。」 5 法第五条の三第二項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日とする。 一・二 「同上」 「号を加える。」
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長 (2 か年度以内→3 か年度以内) に伴う事業概要等の見直しについて (予定)

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定) を踏まえ、3 か年度にわたる事業を国庫負担の対象とするため、令和 7 年度以降の公立学校施設整備費国庫負担事業に係る各種通知等においては、下記のとおり変更を予定していますので御留意ください。

1. 変更予定箇所のある通知等

- a 令和 6 年度公立学校施設整備費負担金の事業概要について (通知) (令和 6 年 3 月 29 日 5 施施助第 36 号)
- b 令和 6 年度公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針及び様式等について (通知) (令和 6 年 3 月 29 日 5 施施助第 37 号)
- c 令和 6 年度予算に係る公立学校施設整備費国庫負担事業の認定申請書の提出等について (令和 6 年 4 月 1 日事務連絡)

2. 具体的な変更予定内容 (変更部分は下線)

a 令和 6 年度公立学校施設整備費負担金の事業概要について

[1] 小学校、中学校及び義務教育学校 (以下「小中学校等」という。) 校舎の新增築
(4) 保有面積の取扱い ※分離新設校整備の取扱い

(変更前) 6) 開校年度の前々年度から整備することができる。

(変更後) 6) 開校年度の前々々年度から整備することができる。

[2] 小中学校等屋内運動場の新增築 (4) 保有面積の取扱い

(変更前) 分離新設校の整備は、開校年度の前年度から行うことができる。ただし、校舎と一体の構造物である場合は、この限りではない。

(変更後) 分離新設校の整備は、開校年度の前々々年度から行うことができる。

[4] 中等教育学校等の建物の新增築 (2) 学級数を算定する日 (法第 5 条の 2)

②算定の特例日

(変更前) 新たに設置する学校又は学級数を増加する学校において設置年度又は第 1 学年の学級数を増加する年度 (以下「設置等年度」という。) の前々年度から翌々年度に新增築を行う場合・・・設置等年度の翌々年度の 5 月 1 日

※設置 (開校) 以前であっても、条例等により設置が決定している場合は、設置年度の前々年度から整備することができる。

(変更後) 新たに設置する学校又は学級数を増加する学校において設置年度又は第 1

学年の学級数を増加する年度（以下「設置等年度」という。）の前々々年度から翌々年度の間に新增築を行う場合・・・設置等年度の翌々年度の5月1日。

※設置（開校）以前であっても、条例等により設置が決定している場合は、設置年度の前々々年度から整備することができる。

[5] 特別支援学校（小中学部）の建物の新增築 （1）学級数を算定する日（法第5条の3） ②算定の特例日

（変更前）ア 新增築を行う年度の5月2日から当該年度の翌年度の5月1日までの間に学校を設置した場合又は児童生徒数が増加することが明らかな場合

・・・新增築を行う年度の翌年度の5月1日

イ 新增築を行う翌年度の5月2日から当該年度の翌年度の5月1日までの間に学校を設置した場合又は児童生徒数が増加することが明らかな場合

・・・新增築を行う年度の翌々年度の5月1日

（変更後）以下の項目を追加

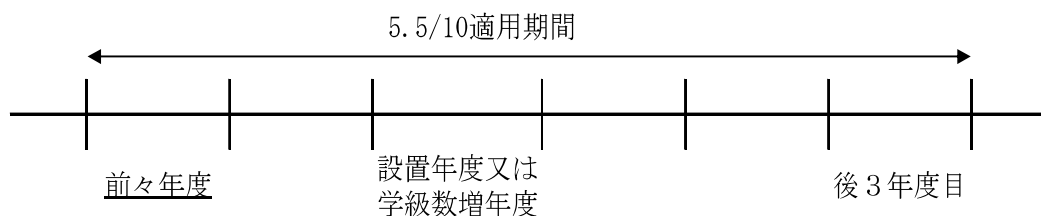
ウ 新增築を行う翌々年度の5月2日から当該年度の翌年度の5月1日までの間に学校を設置した場合又は児童生徒数が増加することが明らかな場合

・・・新增築を行う年度の翌々々年度の5月1日

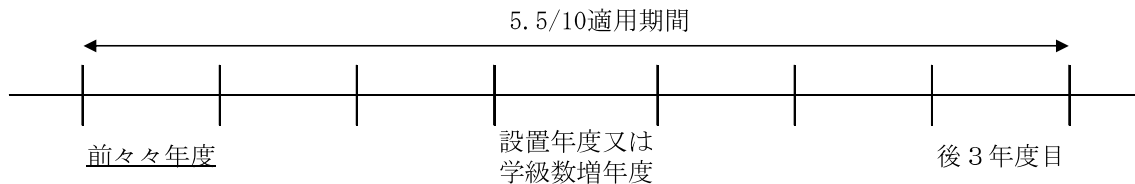
[5] 特別支援学校（小中学部）の建物の新增築 （2）負担割合の特例（法附則第3項、施行令附則第2項）

都道府県が設置する養護特別支援学校のうち、次の期間に小学部及び中学部に係る建物の新增築を行う場合は、負担割合を5.5/10とする。

（変更前）



（変更後）



b 令和6年度公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針及び様式等について

六. 国庫負担事業の事務処理方針 (一) 一般的方針

(変更前) 1. 事業の緊急性及び事業効果等を考慮した上で、・・・(略)・・・年度内(国庫債務負担行為に係る事業の場合は交付決定年度の翌年度内)に事業が完了予定ものを交付の対象とする。

(変更後) 1. 事業の緊急性及び事業効果等を考慮した上で、・・・(略)・・・年度内(2か年度にわたる国庫債務負担行為に係る事業の場合は交付決定年度の翌年度内、3か年度にわたる国庫債務負担行為に係る事業の場合は交付決定年度の翌々年度内)に事業が完了予定のものを交付の対象とする。

c 令和6年度予算に係る公立学校施設整備費国庫負担事業の認定申請書の提出等について

5. 作業要領等

(変更前) ②国庫債務負担行為は、「前年度3割：後年度7割」の歳出割合で実施します。

(変更後) ②2か年度にわたる国庫債務負担行為は「前年度3割：後年度7割」、3か年度にわたる国庫債務負担行為は「初年度3割：2年度目3割：最終年度4割」の歳出割合で実施します。

※3か年度にわたる国庫債務負担行為の歳出割合については、現時点で検討中の割合を記載しています。

以上